

平成 29 年度「区民公益活動に関する助成制度（政策助成）」における
 助成金交付申請及び交付決定状況について

1. 内 容

区民団体の自主的な活動を推進し、豊かな地域社会の実現をめざすため制定された「中野区区民公益活動の推進に関する条例」に基づき、区政目標の実現に貢献する活動について助成を行う。

2. 募集手続き

平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 29 年 4 月 21 日（金）の期間で、活動領域ごとに申請の受付を行った。

3. 申請審査基準

活動領域ごとに下表の審査基準に基づき申請事業の審査を実施した。原則として 20 点以上の事業を助成金交付対象候補として選定する。

審 査 基 準	配 点
1. 区政目標実現への貢献度	
(1) 「区として重点をおく取組み」に合致するかどうか。 「区として重点をおく取組み」に合致するかどうかを審査する。	5 点又は 0 点
(2) 区政目標の実現に貢献できるか。 当該事業が、各々が設定している区政目標の実現（成果指標の向上）に貢献できるかを審査する。	5～1 点
(3) 区民生活の維持向上に貢献できるか。 当該事業が、地域における区民の福祉向上や区民サービスの向上に貢献できるかを審査する。	5～1 点
2. 事業の波及効果 当該事業が団体の会員等にとどまらず、広く一般の区民に効果を及ぼすことが期待できるか、将来的に地域で発展していく可能性があり、効果の広がり期待できるかを審査する。	5～1 点
3. 事業の実行可能性・継続性 計画全体（実施体制、事業計画、スケジュール等）に無理がなく具体性があり、自己努力による資金確保がされている等、実行可能な方法により的確に実施されるか、また一過性の催しではなく、将来にわたり継続的な事業の実施が見込めるかを審査する。	5～1 点
4. 経費の妥当性 事業を適切かつ的確に実施するうえで、活動に見合った経費の見積もり（使途、金額等）がされているか、過大な積算を行った経費が含まれていないかについて審査する。	5～1 点

4. 予算額

12,184,000 円※領域 4 加算額 1,960,000 円を含む（28 年度 10,224,000 円）

5. 助成金交付事業数および助成金額

(1) 申請事業と助成金申請総額

118 事業 15,668,085 円 (28 年度 121 事業 16,422,592 円)

(2) 助成金交付予定事業と交付予定額

114 事業 12,319,000 円 (28 年度 118 事業 10,219,962 円)

<活動領域ごとの交付対象事業及び助成金額>

() 内は 28 年度実績

活動領域及び区の所管	交付対象事業及び交付予定金額	
	事業数	金額
1. 地域のきずなにより支えあう地域づくりのための活動 (地域支えあい推進室 地域活動推進分野)	29 (29)	2,963,000 (2,657,000)
2. 産業の活性化、都市観光推進のための活動 (都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)	1 (1)	137,000 (127,000)
3. 地球環境を守るための活動 (環境部 地球温暖化対策分野)	6 (6)	541,000 (432,000)
4. 子どもと子育て家庭を支援するための活動 (子ども教育部 子育て支援分野)	60 (61)	6,898,000 (5,105,964)
5. 男女共同参画の推進及び人権を守るための活動 (政策室 企画分野 男女共同参画センター)	0 (0)	0 (0)
6. 地域の健康福祉を推進するための活動 (健康福祉部 福祉推進分野)	5 (7)	575,000 (681,998)
7. 安全で快適なまちづくりのための活動 (都市基盤部 都市計画分野)	3 (3)	239,000 (222,000)
8. 学習、文化、芸術又はスポーツ振興のための活動 (健康福祉部 文化・スポーツ分野)	9 (10)	935,000 (964,000)
9. 国際交流、平和のための活動 (政策室 企画分野)	1 (1)	31,000 (30,000)
10. 消費者のための活動 (区民サービス管理部 区民サービス分野 消費生活センター)	0 (0)	0 (0)
合 計	114 (118)	12,319,000 (10,219,962)

6. 今後の予定

- ・ 6月中旬～ 交付決定団体からの請求に基づき助成金の交付
- ・ 平成30年3月まで 団体による助成金交付事業の実施
(事業実施後) 実施報告書の提出、精算
- ・ 平成30年4月以降 区として事業の評価、公表 (活動領域ごと)